

令和5年第4回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和5年4月26日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時54分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 荻ノ沢 俊明 委員 松 橋 竹子 委員 石 岡 れい子
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 中屋 敷 司 学校教育 GL 中 居 勉 学校教育 GSL 向 井 麻美子 社会教育 GL 金 見 靖 子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した案件	報告第 1号 事務の臨時代理の報告（5月臨時議会に付議する令和4年度教育費補正予算）について 報告第 2号 事務の臨時代理の報告（令和5年度階上町就学援助認定保護の決定）について 報告第 3号 事務の臨時代理の報告（令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について 報告第 4号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令制定の専決処分）について 報告第 5号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について 報告第 6号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について 報告第 7号 専決処分した事項の報告（令和5年度スクールソーシャルワーカーの委嘱）について 報告第 8号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について 報告第 9号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について 報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱）について 報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について 議案第 1号 物品の買入れについて

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員3名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回階上町教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告(5月臨時議会に付議する令和4年度教育費補正予算)について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中屋敷課長	<p>それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告(5月臨時議会に付議する令和4年度教育費補正予算)について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、町長から令和4年度教育費補正予算に関して意見を求められ、申し出ることについて、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年3月31日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものでございます。</p> <p>補正予算説明書の2ページをお開きください。歳出の10款教育費ですが、26,957千円を減額し、630,988千円とするもので、町予算の構成比は10.0%となっております。</p> <p>まずは、歳入です。4ページをお開きください。15款2項5目教育費国庫補助金ですが、事業費の確定に伴い、補助金額を増額又は減額したものです。</p> <p>6ページをお開きください。16款2項7目教育費県補助金及び16款3項6目教育費委託金ですが、こちらも事業費の確定に伴い、減額したものです。</p> <p>続いて歳出です。7ページをお開きください。10款1項3目学校財産管理費の道仏小学校スクールバス運行委託料ですが、事業費の確定により減額するものです。</p> <p>8ページをお開きください。10款1項3目学校財産管理費の学校トイレ様式化改修工事ですが、こちらも事業費の確定により減額するものです。(赤小、道小)</p>

丸岡教育長	<p>10 款 1 項 4 目保健体育総務費、要保護準要保護児童生徒給食費援助費ですが、給食費無償化により減額するものです。</p> <p>5 目特別支援教育振興費の特別支援教育就学奨励費は、校外活動費の実績等により減額するものです。</p> <p>6 目教育振興費の子育てのための施設等利用給付費は、施設利用等の実績により減額するものです。</p> <p>10 款 2 項 2 目及び 3 項 2 目教育振興費の要保護準要保護児童生徒援助費は、国単価の変更や校外活動費の実績等により減額するものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。 質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 よって、報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（5 月臨時議会に付議する令和 4 年度教育費補正予算）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第 3 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和 5 年度階上町就学援助認定保護の決定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居 G L	<p>それでは、報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和 5 年度階上町就学援助認定保護の決定）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、令和 5 年度階上町就学援助認定保護の決定について、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和 5 年 4 月 1 日付けで臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>3 枚目をご覧ください。まず要保護ですが、石鉢小と階上中で各 1 名合計 2 名となっております。続いて、準要保護ですが、全体で 1 5 8 名と昨年度同時期と比べて 8 名増えておりますが、家庭状況の変化や、対象者の転出入により増減する可能性があるものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。 質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 よって、報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和 5 年度階上町就学</p>

<p>中居G L</p>	<p>援助認定保護の決定) について の件を終了いたします。</p> <p>日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就学許可)について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就学許可)について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、町内の小中学校の区域外及び学区外の就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで事務の臨時代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目に学区外、区域外の児童生徒数が記載されております。説明は以上です。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>学区外、区域外も様々な事情で結構たくさんの人数がいます。今年度は、このような状況で階上町、あるいは階上町以外で就学していくことになります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和5年度階上町立小学校及び中学校の区域外(学区外)就学許可)について の件を終了いたします。</p>
<p>中居G L</p>	<p>日程第5 報告第4号 専決処分した事項の報告(階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令制定の専決処分)について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第4号 専決処分した事項の報告(階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令制定の専決処分)について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について専決処分したため、報告す</p>

丸岡教育長	<p>るものであります。</p> <p>3枚目をご覧ください。改正内容は、定年延長制度導入に伴い、事務の引継ぎを行う場合として「役職定年による転任」を加えたほか、字句の修正をしたものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>定年延長により、様々なところが変更になってきます。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令制定の専決処分）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第6 報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町学校評議員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目をご覧ください。町内3つの学校が評議員を設けて実施しており、メンバーとしては、区長、民生委員、元PTAや関連役職にある地域の方々となっています。</p> <p>委嘱期間は、令和6年3月31日までとなっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について の件を終了いたします。</p>

<p>中居G L</p>	<p>日程第7 報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和6年3月31日までとなっています。</p> <p>2枚目に委嘱された方々を記載しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p>
<p>中居G L</p>	<p>日程第8 報告第7号 専決処分した事項の報告（令和5年度スクールソーシャルワーカーの委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第7号 専決処分した事項の報告（令和5年度スクールソーシャルワーカーの委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、スクールソーシャルワーカーの委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>委嘱期間は、令和6年3月31日までとなっています。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>今年度も川村さんを委嘱しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p>

<p>金見G L</p>	<p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第7号 専決処分した事項の報告（令和5年度スクールソーシャルワーカーの委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第9 報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は階上町社会教育委員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目に委員名簿がついていますが、学校関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者より、それぞれ選出しています。</p> <p>委嘱期間は、令和7年3月31日までとなっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいりません。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって、報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p>
<p>金見G L</p>	<p>日程第10 報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町公民館運営審議会委員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>委員については、2枚目に記載しています。</p> <p>先ほど御説明いたしました、社会教育委員と兼務となっていますので、同じ委員となっています。</p>

丸岡教育長	<p>委嘱期間は、令和7年3月31日までとなっています。 説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。 質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 よって報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第11 報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、階上町文化財審議会委員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目が委員の名簿となっています。7名の委員の方々に委嘱をしています。</p> <p>委嘱期間は、令和7年3月31日までとなっています。 説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。 質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 よって報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第12 報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p>

丸岡教育長	<p>本件は、階上町スポーツ推進委員の委嘱について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目が委員の名簿となっています。8名の委員の方々に委嘱をしています。</p> <p>委嘱期間は、令和7年3月31日までとなっています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。</p> <p>よって報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p>日程第13 議案第1号 物品の買入れについて の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居G L	<p>それでは、議案第1号 物品の買入れについて、ご説明いたします。</p> <p>本案は、町内小学校児童用机及び椅子を取得するため、提案するものであります。</p> <p>2枚目をご覧ください。買入れする物品は、机、椅子共に「新JISタイプ」となり、机600台、椅子600脚、契約金額は30,184,000円、契約業者は株式会社トーショーであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>町内の小学校の机、椅子を全て交換することになります。</p>
松橋委員	<p>古くなったのでしょうか。</p>
中居G L	<p>森林環境譲与税基金を活用して、教育振興大会でも話がありましたが、はしかみ緑の学び舎プロジェクトということで、机、椅子は、一般的な既製品ですが、机は天板、椅子は背板と座面の部分が木製で、階上町産の赤松材を芯材として使って、既製品ではありますが、その部分が特注となります。</p> <p>これより質疑にはいります。</p>

質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

「質疑なし」と認めます。

お諮りいたします。

議案第1号 物品の買入れについて の件を議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第1号 物品の買入れについて の件は、原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、令和5年第4回階上町教育委員会会議を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

会議終了時刻 午後6時23分